官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　一
〔その他告示〕
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一六一一）　二
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一六一二）
○保安林の指定をする件（同一六一三～一六二七）　四
○保安林の指定を解除する件（同一六二八、一六二九）
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業一四一）
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件（国土交通一三〇四）　五
○道路に関する件（関東地方整備局二三二）
○道路に関する件（近畿地方整備局一一八）
〔国会事項〕
法務省
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示三・四、宮城同二、埼玉同五、大阪同三、兵庫同四・五）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六五）
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第百五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～六十四　（略）	一～六十四　（略）
六十五　一―（エチルアミノ）エチル―五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
六十六～九十八　（略）	六十五～九十七　（略）
九十九　N―エチル―五―メトキシ―N―メチルトリプタミン及びその塩類	（新設）
百～二百八十五　（略）	九十八～二百八十三　（略）
二百八十六　八―メチル―八―アザビシクロ［三・二・一］オクタン―三―イル＝二―フルオロベンゾアート及びその塩類	（新設）
二百八十七～三百六十九　（略）	二百八十四～三百六十六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第千六百十一号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Brassica oleracea L. var. acephala DC.	桃子野（ももこの）マーブル6	高見昌伸 兵庫県加西市別府町甲998―2	第37736号 令和８年８月20日
Calibrachoa Cerv.	BALCHAELIN K	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第38232号 令和８年８月18日
Lactuca sativa L.	MECANA	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	第38143号 令和８年８月17日
Pentas Benth.	PEZZ0022	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第37737号 令和８年８月31日
Scaevola aemula R. Br.	Bonsca 210	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	第36743号 令和８年８月14日

○農林水産省告示第千六百十二号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Buddleja L.	Botex 005	Botanic Experience B.V. Dongensweg 3 A, 5171NA Kaatsheuvel, The Netherlands	第36127号 令和８年８月13日
Chrysanthemum L.	Zanmupaxas	Van Zanten Breeding B.V. Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands	第37420号 令和８年８月12日
〃	Zanmalex Orange	〃	第37481号 令和８年８月12日

○農林水産省告示第千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町栗谷字芦谷六六から六九まで、七二から七七まで、一二五四の一から一二五四の三まで、一二五五、一二五六の一、一二五六の二、一二五六の四

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芦谷一二五四の一・一二五五・一二五六の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二五四の二、一二五四の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県熊野市大泊町字フジヨンボ四四〇の一・四四〇の二・字カクレザコ四五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町大又字大島谷一一八〇の一、一一八〇の二、一一八一から一一八四まで、一一八三の一、一一八四の一、一一八六、一一八八、一一九一、字江竜一一八五、一一八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　三重県三重郡菰野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市大川字松岡四九六九・四九六九の二・四九七一・四九七一の三・四九七一の四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四九七一の五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町永野字杉ノ本四八九九の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町二渡字伯耆ノ本二九九八、二九九八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市川内町五丁目字大崩四三二八、四三二九の二、字清水三四六三、字菖蒲三六八七、三六八八、甲三六八九、三六九一、三六九二、三六九四、字皿久保一〇六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市飛駒町字中木戸川東六の一から六の三まで、字中木戸七ツケ久保四五八〇、四五八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中木戸川東六の一から六の三まで・字中木戸七ツケ久保四五八〇・四五八一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上南摩町字室瀬一七一一、一七一九、二四八三から二四八八まで、二四八九の二、二四九〇から二四九六まで、二四九七の一、二四九八から二五〇二まで、二五〇三の一から二五〇三の一七まで、二五〇四から二五二二まで、二五二三の一、二五二四から二五二六まで、二五二八から二五三五まで、二五三七から二五三九まで、二五四〇の一、二五四一、二五四二、二五四三の一、二五四三の三、二五四四、二五四五、二五四六の一、二五四七の一、二五四七の三、二五四八の一、二五四八の三、二五四九の一、二五四九の三、二五五〇、二五五二から二五五四まで、二五五五の一、二五五六、二五五七の一、二五五七の三、二五七五、二五七六、字宮内台二四五六、二四六〇から二四六二まで、二四六五から二四七八まで、二四八一、二四八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府南丹市美山町原白蔵西谷七の二、八の一、八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

白蔵西谷七の二・八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府綾部市坊口町尾ノ内四の五から四の一〇まで、五、五の一から五の五まで、五の九から五の一一まで、六、六の一から六の四まで、六の六から六の一一まで、七、七の一、七の二、七の四から七の一五まで、七の一七、七の一八、八、八の一から八の一一まで、箱垣三〇の一、三〇の二、三一の一から三一の三まで、三二、三三、三四の一から三四の三まで、三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

尾ノ内四の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県栃木市出流町字出入八七六、八八二、八八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字出入八七六・八八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　栃木県足利市月谷町字菅沢一五二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅沢一五二二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　京都府綾部市内久井町元屋敷四四、四六、四七、一二の一、八〇一二、八〇一三の一、八〇一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

元屋敷四四・四六・八〇一二・八〇一四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

一　特定社会基盤事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二　特定社会基盤事業者の名称

中部電力ミライズ株式会社

三　変更前の住所

愛知県名古屋市東区東新町一番地

四　変更後の住所

愛知県名古屋市中区新栄町二丁目十三番地

五　変更年月日

令和八年十月十三日

○農林水産省告示第千六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市川根町葛籠字ナギタア九三一の五、字ヲイカハ九三五の一〇、字湯ノ沢九七一の五、九七一の六、九七四の七、九七四の八、字ナキ山九七七の六、九七七の七、九八〇の八から九八〇の一一まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年十月二十七日

農林水産大臣　武部　新

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町日貫三五〇四の一・江津市桜江町八戸一六六一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁並びに江津市役所及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二十七日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十七年七月十三日から令和十一年三月三十一日
三　施行地区及び工区
施行地区　東京都中野区中野三丁目、中野四丁目の各一部
第一工区　東京都中野区中野三丁目、中野四丁目の各一部
第二工区　東京都中野区中野三丁目、中野四丁目の各一部
四　土地区画整理事業の名称　東京都市計画土地区画整理事業中野三丁目土地区画整理事業
五　事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十七年七月十三日
七　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　令和八年十月二十七日

○関東地方整備局告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十七日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　指定する道路の部分

区間	変更前後別	幅員	延長
稲敷市新橋字大沼五七二番から千葉県香取郡神崎町小松字京田二〇五五番地先まで	前	〇・〇〜一七・四〇 メートル	三・七三二 キロメートル
	後	一一・八六〜一四・六九 メートル	〇・二四五 キロメートル

(四)　指定する期日　令和八年十月二十七日

○近畿地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

近畿地方整備局長　小林賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	幅員	延長
京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野五一五番から同町蒲生蒲生野三七六番一まで	前	一一・八六〜一四・六九 メートル	〇・二四五 キロメートル
	後	一三・〇九〜一八・九〇 メートル	〇・二四五 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

国会事項

衆議院

要求書受領

十月二十三日、内閣から、原子力委員会委員長に越塚誠一を、同委員に直井洋介を任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公安審査委員会委員に島田耕一及び十時希代子（横田希代子）を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

十月二十三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律案
法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

答弁書受領

十月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員向山好一提出ＨＰＶワクチンの男性接種の定期接種化に係る費用対効果評価に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭提出ＲＤワーカーといわれる難病患者等の就労促進に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十月二十三日内閣から次の報告書を受領した。

自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告
エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度エネルギーに関する年次報告」

参議院

議案受領（予備審査）

十月二十三日内閣から次の議案が送付された。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）
エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度エネルギーに関する年次報告」
法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第二〇号）
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

質問主意書提出

十月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

避難所の環境整備等に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一二号）
大阪拘置所における女性被収容者の監視カメラによる監視とプライバシー保護に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一三号）

答弁書受領

十月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員奥田ふみよ提出ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での受入れに関する質問に対する答弁書（第七号）
参議院議員奥田ふみよ提出福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに関する質問に対する答弁書（第八号）
参議院議員奥田ふみよ提出出入国管理及び難民認定法に基づく入国拒否理由に関する質問に対する答弁書（第九号）

要求書受領

十月二十三日内閣から、左記の者を原子力委員会委員長及び同委員に任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月十五日任期満了の上坂充の後任）（委員長）　越塚　誠一
（同日任期満了による再任）（委員）　直井　洋介

また、同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（十二月二十六日任期満了の外井浩志の後任）　島田　耕一
（同日任期満了の遠藤みどりの後任）　十時希代子（横田希代子）

報告書受領

十月二十三日内閣から、自殺対策基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度エネルギーに関する年次報告」を受領した。

人事異動

法　務　省

（静岡地方検察庁浜松支部検事）

検事　森島　奈実

辞職を承認する（十月二十三日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

令和八年熊本地震に際し、九月二十四日ルクセンブルク大公殿下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し十月二十二日御答電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、ザンビアの独立記念日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、カザフスタンの共和国記念日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、オーストリアの国祭日につき、十月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和８年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和８年10月27日

農林水産大臣　武部　新

記

国営利根中央土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,105円」を「１時間1,162円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金（令和６年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

北海道労働局長　村松　達也

第４号中「１時間1,113円」を「１時間1,160円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

宮城労働局長　松瀬　貴裕

第４号中「１時間1,101円」を「１時間1,161円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月15日から効力を生ずる。

埼玉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（令和７年埼玉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

埼玉労働局長　田平　浩二

第４号中「１時間1,177円」を「１時間1,232円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

大阪労働局長　蒔苗　浩司

第４号中「１時間1,191円」を「１時間1,245円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,158円」を「１時間1,199円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月27日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,117円」を「１時間1,173円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

法務省告示第百六十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年十月二十七日

法務大臣　山下　貴司

住所　東京都千代田区

鄭彬　昭和53年５月15日生

住所　東京都多摩市

グエン・ホー・チョウ・アイン　平成16年５月31日生

住所　埼玉県春日部市

ジョン・アンソニー・ダトゥオン・アルカル　平成３年１月24日生

アキ・ラミチャネ・アルカル　令和元年11月13日生

住所　東京都練馬区

謝定中　平成２年７月10日生

住所　千葉県習志野市

プレム・ラル・ラマ・タマン　昭和57年10月15日生

ジヤン・ラマ　令和元年６月18日生

住所　千葉県習志野市

ゼイナ・ラマ　令和７年10月20日生

ザイラ・ラマ　令和７年10月20日生

住所　東京都足立区

コハン・アレクサンダー・イワノヴィチ　昭和62年11月25日生

住所　愛知県西春日井郡豊山町

リュウ・ツアン・クン　昭和59年２月19日生

リュウ・ツアン・ニャット・ナム　平成25年６月４日生

リュウ・アイ・ミ　平成28年11月22日生

住所　埼玉県川口市

ショエーブ・ハジ・ソヒール　平成21年５月11日生

サージイツ・ハジ・ソヒール　平成23年９月５日生

住所　東京都目黒区

グルシャク・ロマン・セルゲエビチ　昭和55年１月17日生

グルシャク・マリヤ・ビクトロブナ　昭和55年７月13日生

グルシャク・ビクトリヤ・ロマノブナ　平成29年８月24日生

住所　横浜市西区
　ムリーロ・ヨシタケ　平成元年７月13日生
住所　埼玉県越谷市
　タリア・カルデナス・カナシロ　昭和63年10月29日生
住所　東京都練馬区
　ニタバラ・デ・コンドウ・キミコ　昭和34年４月６日生
住所　東京都品川区
　高名菜　平成２年７月11日生
住所　神戸市垂水区
　秋愛介　昭和57年７月16日生
住所　兵庫県高砂市
　トリン・アイ・クエン　平成７年７月27日生
住所　東京都中央区
　ルシアナ・リカ・クサノ　平成７年９月21日生
住所　東京都世田谷区
　尹玟以　昭和43年９月20日生
住所　愛知県知多郡南知多町
　張莉佳子　昭和57年６月１日生

公　告

諸　事　項

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び同法第25条の３の規定に基づき、令和８年10月７日から１年の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

令和８年10月27日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

社会保険労務士　新谷　文孝
勤務先事務所の名称　ふるかわ社労士事務所
勤務先事務所の所在地　滋賀県大津市大萱一丁目18番２号瀬田大昭ビル402
社会保険労務士登録番号　第25050021号
懲戒処分の対象となった行為　故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったこと、及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第８１２５４号
大阪市都島区毛馬町１丁目１５番２１号
申立人　友本　隆治
本籍大阪府大阪市都島区毛馬町一丁目１７０番地
最後の住所大阪府大阪市都島区毛馬町一丁目１４番１３号
死亡の場所大阪府大阪市都島区
死亡年月日令和７年５月８日
出生の場所大阪府大阪市旭区
出生年月日昭和４２年５月２４日
職業　無職　　被相続人　亡　谷口　とも子
住所　大阪市中央区道修町３－１－６Ｋ．シオノビル２階
相続財産清算人　弁護士　末永　貴寛
催告期間満了日　令和９年５月３１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４１９６号
大阪府大阪市生野区巽南四丁目５番９号
申立人　棚橋　喜美子
本籍大阪府大阪市東住吉区北田辺五丁目７番地
最後の住所大阪府松原市天美我堂五丁目８番１７号
死亡の場所大阪府堺市西区
死亡年月日令和５年３月７日
出生の場所京都府相楽郡西和束村
出生年月日昭和６年７月１９日
職業不明　　被相続人　亡　森島　利榮
事務所　大阪府大阪市北区西天満４丁目１番１５号　西天満内藤ビル７０１
相続財産清算人　弁護士　林堂　佳子
催告期間満了日　令和９年５月１３日
大阪家庭裁判所堺支部

令和８年（家）第１５１８号
北海道中川郡幕別町寿町114－１
申立人　久保沼　郁雄
本籍北海道中川郡幕別町字駒畠361番地　最後の住所札幌市白石区東札幌３条４丁目５番１－201号　死亡の場所北海道札幌市白石区　死亡年月日令和８年４月22日　出生の場所北海道中川郡幕別町　出生年月日昭和29年３月７日　職業無職
被相続人　亡　金子　利昭
北海道帯広市西３条南23丁目10番地
相続財産清算人　司法書士　野村　　守
催告期間満了日　令和９年５月７日
釧路家庭裁判所帯広支部

令和８年（家）第８１０６０号
大阪府門真市常称寺町２８－１６
申立人　石原　規子
本籍大阪府守口市橋波東之町四丁目２５番地
最後の住所大阪府門真市幸福町２０番１号
死亡の場所ミャンマー連邦ヤンゴン地域
死亡年月日平成２９年９月３日
出生の場所大阪府大阪市此花区
出生年月日昭和１１年４月１５日
職業　不明　　被相続人　亡　平井　一夫
住所　大阪市北区西天満５丁目１４番７号和光ビル８階８０２号室
相続財産清算人　弁護士　水戸　章博
催告期間満了日　令和９年５月３１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第５４１号
茨城県神栖市溝口３番地
申立人　特定非営利活動法人恵松会
本籍茨城県ひたちなか市大字枝川1321番地
最後の住所茨城県潮来市大賀438番地４
死亡の場所茨城県鹿嶋市
死亡年月日令和７年10月17日
出生の場所茨城県水戸市
出生年月日昭和23年６月６日
職業無職　　被相続人　亡　岩瀬美の江
茨城県神栖市大野原４丁目７番11号鹿島セントラルビル新館５階神栖・鹿島セントラル法律事務所
相続財産清算人　弁護士　瀧　智英
催告期間満了日　令和９年５月７日
水戸家庭裁判所麻生支部

令和８年（家）第２３３０号
石川県かほく市木津ニ７３番地２
申立人　石黒　柚香
本籍石川県かほく市木津ニの８９番地
最後の住所富山県高岡市蓮花寺４２４番地１０
死亡の場所富山県小矢部市
死亡年月日平成２９年６月１４日
出生の場所石川県羽咋郡柏崎村
出生年月日大正１３年４月２３日
職業不明　　被相続人　亡　畑中　春子
事務所　富山県砺波市宮沢町１番５１号　アイビジョン２―Ａとなみ野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　蓑　健太郎
催告期間満了日　令和９年５月１４日
富山家庭裁判所高岡支部

令和８年（家）第８０５３９号
大阪市北区大淀中一丁目１番３０号
申立人　積水ハウスシャーメゾンＰＭ関西株式会社
本籍大阪府三島郡島本町東大寺三丁目３番
最後の住所大阪府三島郡島本町東大寺三丁目３番６号
死亡の場所大阪府三島郡島本町
死亡年月日推定令和７年７月５日
出生の場所兵庫県神戸市生田区
出生年月日昭和３３年１０月１３日
職業　不明　　被相続人　亡　窪田　愼哉
住所　大阪市中央区伏見町２丁目５番７号岡田伏見町ビル５階
相続財産清算人　弁護士　杉山　洋史
催告期間満了日　令和９年５月３１日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第５０２５号
長野市大字南長野県町597番地５
申立人　長野県信用保証協会
本籍長野県上伊那郡辰野町大字赤羽450番地２
最後の住所長野県上伊那郡辰野町大字赤羽450番地２
死亡の場所長野県駒ヶ根市
死亡年月日令和７年４月10日
出生の場所長野県上伊那郡辰野町
出生年月日昭和30年７月６日
職業不明　　被相続人　亡　瀬戸　和男
長野県伊那市下新田3041番地４三浦由美法律事務所
相続財産清算人　弁護士　三浦　由美
催告期間満了日　令和９年５月７日
長野家庭裁判所伊那支部

令和８年（家）第１１３号
鹿児島県鹿屋市曽田町２番12号
申立人　西中　敏雄
本籍鹿児島県肝属郡肝付町波見1565番地イ号
最後の住所鹿児島県肝属郡肝付町波見1565番地イ号
死亡の場所鹿児島県鹿屋市
死亡年月日令和８年７月12日
出生の場所鹿児島県肝属郡高山町
出生年月日昭和18年８月15日
職業無職　　被相続人　亡　柏原　直彦
事務所鹿児島県鹿屋市打馬２丁目１番11号ヴァンベール打馬101号藤尾法律事務所
相続財産清算人　弁護士　藤尾　直人
催告期間満了日　令和９年５月31日
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和８年（家）第６００６号
千葉県習志野市鷺沼１－13－11
申立人　畑中　正行
本籍茨城県つくば市竹園２丁目４番地４
最後の住所茨城県牛久市女化町176番地３
死亡の場所茨城県牛久市
死亡年月日令和７年４月12日
出生の場所茨城県東茨城郡鯉淵村
出生年月日昭和19年５月14日
職業不明　被相続人　亡　中澤　正勝
茨城県つくば市吾妻３丁目９番地24　Ｓｔｅｌ102号室　弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所つくば事務所
相続財産清算人　介川　康史
催告期間満了日　令和９年５月13日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

令和８年（家）第２９９号
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1－2
申立人　愛知県
本籍岐阜県加茂郡坂祝町加茂山2丁目6番地5
最後の住所岐阜県加茂郡坂祝町加茂山2丁目6番地5
死亡の場所岐阜県加茂郡坂祝町
死亡年月日平成24年4月日時不詳
出生の場所愛知県名古屋市中村区
出生年月日昭和27年12月9日
職業不明　被相続人　亡　高野　勝彦
事務所愛知県江南市古知野町朝日165番地ナガタニビル2階東室　弁護士法人クローバー江南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　尾関　育良
催告期間満了日　令和9年5月6日
岐阜家庭裁判所御嵩支部

令和　８年（家）第１０３１６号
金沢市粟崎町２丁目161番地42
申立人　矢野　信子　外３名
本籍　石川県金沢市若松町135番地
最後の住所　石川県金沢市若松町135番地
死亡の場所　石川県金沢市
死亡年月日　令和６年７月24日
出生の場所　石川県河北郡浅川村
出生年月日　昭和10年２月11日
職業　不明　被相続人　亡　松野　紀一
事務所　金沢市鞍月３－32　弁護士法人金沢税務法律事務所
相続財産清算人　弁護士　武田　将弥
催告期間満了日　令和９年５月７日
金沢家庭裁判所

令和８年（家）第１０５６号
釧路市星が浦北３－４－10－１
申立人　平川　玲奈
本籍北海道釧路市興津２丁目32番
最後の住所釧路市興津２丁目32番17号
死亡の場所北海道釧路市
死亡年月日令和８年１月11日頃から20日頃までの間　出生の場所北海道釧路市
出生年月日昭和43年８月７日
職業自営業
被相続人　亡　宇美　龍二
釧路市鶴ケ岱１丁目１番20号釧路ぬさまい法律事務所　相続財産清算人　弁護士　藤川　拓也
催告期間満了日　令和９年５月６日
釧路家庭裁判所

令和８年（家）第１４９０号
島根県出雲市今市町70番地
申立人　出雲市長　飯塚　俊之
本籍島根県出雲市園町1307番地
最後の住所島根県出雲市園町1307番地
死亡の場所島根県出雲市
死亡年月日平成30年12月11日
出生の場所島根県簸川郡斐川町
出生年月日昭和11年９月４日
職業不明　被相続人　亡　福田　恭子
住所島根県松江市母衣町110番地　1203号
事務所島根県松江市母衣町178-2吾郷・丑久保法律事務所
相続財産清算人　弁護士　丑久保和彦
催告期間満了日　令和９年５月６日
松江家庭裁判所出雲支部

令和８年（家）第４０４６号
宮崎県宮崎市新別府町城元206－１－302
申立人　清山　久美子
本籍宮崎県宮崎市大字田吉4977番地
最後の住所宮崎県宮崎市大字本郷南方3943番地20
死亡の場所宮崎県宮崎市
死亡年月日令和７年10月14日
出生の場所宮崎県宮崎郡赤江町
出生年月日昭和11年４月14日
職業無職　被相続人　亡　小八重　忠
事務所宮崎県宮崎市瀬頭２丁目５番12号　楓ビル２階
相続財産清算人　弁護士　小林　孝志
催告期間満了日　令和９年５月６日
宮崎家庭裁判所

令和８年（家）第４０４７号
宮崎県宮崎市大坪町寺山大迫3209番地
申立人　高橋　妙子
本籍宮崎県宮崎市大塚町宮田2977番地
最後の住所宮崎県宮崎市大坪町寺山大迫3209番地
死亡の場所宮崎県宮崎市
死亡年月日推定令和７年３月27日
出生の場所宮崎県宮崎市
出生年月日昭和26年10月14日
職業不明　被相続人　亡　高橋　和隆
事務所宮崎県宮崎市江平西１丁目５番47号　ＡＺビル２階
相続財産清算人　司法書士　山地　久守
催告期間満了日　令和９年５月６日
宮崎家庭裁判所

令和８年（家）第４０５７号
宮崎県宮崎市大字大瀬町2928番地５
申立人　池田　さおり
本籍宮崎県宮崎市大字大瀬町2928番地５
最後の住所宮崎県宮崎市大字大瀬町2928番地５
死亡の場所宮崎県宮崎市
死亡年月日令和８年５月１日
出生の場所宮崎県東諸県郡国富町
出生年月日昭和48年８月７日
職業自営業　被相続人　亡　池田　貴善
事務所宮崎県宮崎市旭１丁目１番23号　向洋ビル２階
相続財産清算人　弁護士　永友　郁子
催告期間満了日　令和９年５月６日
宮崎家庭裁判所

令和８年（家）第８００５６号
佐賀県佐賀市白山二丁目１番12号
申立人　佐賀県信用保証協会
本籍佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2943番地
最後の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2269番地13
死亡の場所佐賀県三養基郡みやき町
死亡年月日令和８年２月21日
出生の場所佐賀県神埼郡三田川村
出生年月日昭和15年12月12日
職業無職　被相続人　亡　石松　壽朗
佐賀県鳥栖市宿町1101番地16
相続財産清算人　姉川　智子
催告期間満了日　令和９年５月６日
佐賀家庭裁判所

令和８年（家）第３０３４９号
広島市安佐北区可部３丁目39-8
申立人　長谷川勝己
本籍広島市安佐北区可部３丁目681番地２
最後の住所広島市安佐北区可部３丁目39番９号
死亡の場所広島市安佐北区
死亡年月日令和８年６月13日
出生の場所広島県安佐郡可部町
出生年月日昭和46年10月25日
職業不明
被相続人　亡　加藤　敬子
広島市中区上幟町11番44号２階　鯉城総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　野田　隆史
催告期間満了日　令和９年５月６日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第４２１号
岐阜県各務原市那加桜町１丁目６９番地
申立人　各務原市
本籍岐阜県各務原市鵜沼羽場町七丁目１８４番地
最後の住所岐阜県各務原市鵜沼羽場町七丁目１８４番地
死亡の場所岐阜県各務原市
死亡年月日令和７年２月２０日
出生の場所宮崎県児湯郡都農町
出生年月日昭和２５年１０月１３日
職業　無職　被相続人　亡　津谷　俊範
事務所　岐阜市江川町１６　弁護士法人森川・鈴木法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中西　敏夫
催告期間満了日　令和９年５月６日
岐阜家庭裁判所

令和８年（家）第２１５６号
愛知県豊田市逢妻町３丁目27番地31
申立人　吉川恵美子
本籍愛知県犬山市字堂屋敷30番地
最後の住所本籍に同じ
死亡の場所愛知県犬山市
死亡年月日令和７年４月２日
出生の場所愛知県名古屋市中村区
出生年月日昭和19年７月30日
職業不明
被相続人　亡　仙石　　明
愛知県岩倉市下本町下市場132番地１　ｐｒｕｎｕｓ　ｓｔａｇｅ201　あいちスタートアップ法律事務所
相続財産清算人　森　　正晴
催告期間満了日　令和９年５月６日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第２００８６号
群馬県高崎市上小塙町509－１
申立人　八木　綾子
本籍群馬県高崎市箕郷町西明屋121番地７
最後の住所群馬県高崎市箕郷町西明屋121番地７
死亡の場所群馬県高崎市
死亡年月日令和８年６月９日
出生の場所群馬県高崎市
出生年月日昭和47年５月26日
職業会社員
被相続人　亡　青山　雅弘
群馬県藤岡市中栗須35番地２小林法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小林　智昭
催告期間満了日　令和９年５月６日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和　８年（家）第２００２５号
栃木県小山市横倉新田257-5
申立人　狐塚　裕司
本籍栃木県栃木市大平町蔵井461番地
最後の住所栃木県佐野市伊賀町708番地３ナーシングホームすまいるいが
死亡の場所栃木県佐野市
死亡年月日令和５年８月16日
出生の場所栃木県鹿沼市
出生年月日昭和47年１月30日
職業　無職　被相続人　亡　渡邊　　茂
栃木県佐野市赤坂町960-12　さの総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山田　　実
催告期間満了日　令和９年５月６日
宇都宮家庭裁判所足利支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第１号
石川県金沢市野田１丁目152番地
申立人　垣内　浩章
権利の届出の終期　令和９年１月２８日
令和８年９月２９日　小松簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　加賀市大聖寺地方町六甲35番１
宅地　185．50平方メートル
土地　加賀市大聖寺地方町六甲35番５
公衆用道路　20平方メートル
（昭和52年に35番１、35番５に分筆）
土地　加賀市大聖寺地方町六甲12番
宅地　16．52平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局小松支局（現在）明治38年４月６日受付第2598号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治38年４月６日設定
借賃　１年金150円
存続期間　９年
賃借権者　能美郡小松町字三日市町23番地
（小松市三日市町23番地）
合名会社三栄組

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和　８年（家）第　２８５号
沖縄県島尻郡南大東村字在所279番地
申立人　吉里　優子
本籍沖縄県島尻郡南大東村字池之沢348番地
最後の住所沖縄県島尻郡南大東村字在所279番地
不在者　吉里　政芳
昭和55年11月14日生
届出期間満了日　令和８年12月７日
那覇家庭裁判所

令和８年（家）第３３７０号
大阪府大阪市北区中津三丁目４番３５－２０１号
申立人　蛭町　克幸
本籍大阪府大阪市東淀川区相川三丁目３番地
最後の住所大阪府吹田市津雲台三丁目２番Ａ６－１０１号
不在者　蛭町　良幸
昭和34年4月30日生
届出期間満了日　令和9年2月2日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３３０号
岐阜県各務原市蘇原菊園町一丁目９番地４
申立人　松永　真奈美
本籍岐阜県各務原市蘇原菊園町一丁目９番地４
最後の住所岐阜県各務原市蘇原菊園町一丁目９番地４
不在者　丸山　洋子
昭和１３年７月２６日生
届出期間満了日　令和９年２月２日
岐阜家庭裁判所

令和８年（家）第５２１号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番１２－１０４号
申立人　廣田　昭男
本籍千葉県山武市成東３０３１番地
最後の住所千葉県松戸市大橋５６番地
不在者　廣田　正男
昭和２２年１月１２日生
届出期間満了日　令和９年２月２日
千葉家庭裁判所松戸支部

失踪宣告

令和８年（家）第６４号
本籍長崎県長崎市西町31番
最後の住所長崎県長崎市西町31番12号
不在者　松尾　信也
昭和39年10月15日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所裁判所書記官

令和　８年（家）第　　２７号
本籍鹿児島県鹿屋市札元二丁目3747番地６
最後の住所鹿児島県鹿屋市札元二丁目3747番地６
不在者　吉留　節子
昭和８年12月15日生
令和８年９月29日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所　　鹿屋支部
裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９３号
神奈川県横浜市港北区菊名２丁目４番６号
債務者　有限会社シー・ライフ
代表者取締役　小林　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩野　大介
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２４２９号
横浜市緑区長津田４丁目２番17号
債務者　有限会社ロビンフット
代表者取締役　小黒　信枝
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宍戸　留美
４　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７３号
岩手県大船渡市末崎町字神坂88番地
債務者　山岸冷蔵株式会社
代表者代表取締役　菅原　尚久
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月２日午後１時30分
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３１０号
徳島県徳島市富田浜三丁目13番地
債務者　株式会社Ａ．Ｄ．Ｓ
代表者代表取締役　赤松　泰則
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６０３号
神奈川県平塚市中里51番29号
債務者　株式会社藤建
代表者代表取締役　亀田　鎮雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６号
茨城県鉾田市荒地575番地１
債務者　株式会社クレスト
代表者代表取締役　田山正太郎
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　　裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２１９号
兵庫県伊丹市池尻一丁目27番
債務者　株式会社シンユウホーム
代表者代表取締役　辻田　吉宏
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１０８２号
広島市安佐南区上安７丁目４番25―８号
債務者　有限会社大創ハウジング
代表者代表取締役　榎本　勝子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６号
新潟県三条市西本成寺一丁目29番33号
債務者　有限会社　丸忠
代表者清算人　小林　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第５２２号
大分市大字常行６番地の12
債務者　株式会社阿南興業
代表者代表取締役　阿南　涼士
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２７号
神奈川県横須賀市山科台20番５号
債務者　株式会社ＨＯＵＳＥ　ＯＦ　ＪＡＰＡＮ
代表者代表取締役　松沢　幸恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５６号
北海道天塩郡天塩町字サラキシ4649番地の２
債務者　株式会社早坂ファミリィ・ファーム
代表者取締役　早坂　清吾
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
東京都渋谷区渋谷２―19―15宮益坂ビルディング609
債務者　株式会社Ｅｍｅｍａｈ
代表者取締役　富沢　健斗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時40分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５３４０号
大阪府枚方市大字尊延寺791番地
債務者　株式会社協和
代表者代表取締役　平山　健二
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時40分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１９号
香川県善通寺市吉原町177番地２
債務者　トップ商事有限会社
代表者取締役　鎌田キヌ子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝村　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２１３号
金沢市大工町20番地
債務者　有限会社海遊亭
代表者代表取締役　本谷　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午後２時30分
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３９号
岐阜県関市小瀬1410番地
債務者　有限会社大島鉄工
代表者代表取締役　大島　孝男
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時10分
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４８７７号
大阪府東大阪市西上小阪６番25号
債務者　ナガセ設備工業株式会社
代表者代表取締役　吉田　高志
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　潤帰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１８号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番10号
債務者　株式会社木須鋼材
代表者代表取締役　北井　裕三
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後２時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１０２６号
大阪府富田林市津々山台二丁目４番３号
債務者　合同会社こぼうし
代表者代表社員　田淵　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　苧田　圭太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５６６号
愛知県岡崎市矢作町字赤池22番地11
債務者　Ｒ．Ｋ．Ｆ合同会社
代表者代表社員　川瀬隆一郎
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財前かのこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時５分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５４５号
大阪府羽曳野市碓井二丁目424番地
債務者　株式会社一楓
代表者代表取締役　足立　晃子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　侑士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０９５号
山口県周南市西松原４丁目２番19号
債務者　株式会社備九山口
代表者代表取締役　下岡　昭子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月８日午後１時30分
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０７７号
大阪市淀川区木川東１－６－５ＫＴＩレジデンス西中島201号
債務者　株式会社ＬＩＢＥＲＴＹ
代表者代表取締役　上田　妙子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　　拓
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１９６７号
福岡市城南区別府６丁目13番21―101号　コンフォール別府
債務者　奥田　龍太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　優太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３０１号
香川県高松市香川町大野2200番地　県住16―404
債務者　横山　真也
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　義博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
6　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８６号
山梨県甲府市山宮町5007番地４
債務者　久野　允裕
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹澤明主実
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８１号
宮城県柴田郡大河原町字新東36番地17
債務者　細川　奈穂
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀絵里子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６０４号
神奈川県平塚市東八幡４丁目14番12号
債務者　亀田　鎮雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１５０号
青森県八戸市大字湊町字穴畑17番地１　シティハイムサンＥ102号室
債務者　新山　轄人
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　哲平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第９４号
千葉県長生郡長生村本郷6148番地５、前住所横浜市港北区菊名二丁目４番６号
債務者　小林　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩野　大介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第１７１０号
東京都立川市錦町３丁目１番12号メインステージ立川Ⅵ303号
債務者　柏原　千明
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲原　　司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２８号
東京都多摩市唐木田１丁目１番地の２ゼットビル唐木田201
債務者　飯塚　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船戸　　暖
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８４２号
千葉県野田市なみき２丁目27番地３
債務者　北川　一斗
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　優木
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３７９号
川崎市高津区下作延３―18―10　白鳩ヴィラＢ棟　２Ｆ南、住民票上の住所川崎市川崎区桜本１丁目12番12号
債務者　幾度　拓実
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　和大
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１５７８号
東京都八王子市暁町１丁目28番５号シティハイム暁203号
債務者　諸本ゆりあ
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　裕太
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８５６号
東京都青梅市今井１丁目181番地の９
債務者　小木田真由美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　俊樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８８３号
千葉県松戸市松戸新田487―19　レオパレスエピナール202、住民票上の住所愛知県一宮市小信中島字西九反25番地２
債務者　岩田　泰明
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　陽
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８９１号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目38番地の６
債務者　小濱優衣奈
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永棟　琢也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１８８５号
東京都西東京市下保谷５丁目７番12号カスティーロ下保谷101号
債務者　山口　兼史
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅谷　貴子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７２６号
川崎市高津区久本３丁目６番２―1411号
債務者　竹内　理
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　健二
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１１号
北海道斜里郡清里町字上斜里874番地
債務者　川筋　守
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　毅
4　破産債権の届出期間　令和９年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第７７４号
千葉県野田市光葉町２丁目４番地の４
債務者　國武　慎
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　章吉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午後２時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８５１号
千葉県野田市光葉町１丁目２番地の15
債務者　染谷　一也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤吉　彬
4　破産債権の届出期間　令和８年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午後２時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８９７号
千葉県野田市山崎貝塚町14番地の90　ドムス梅郷102
債務者　田中　修一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　英司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９００号
千葉県白井市桜台２丁目４番17棟101号
債務者　戸塚　則和
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋上　正樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４９７号
静岡市駿河区八幡３丁目23番１号、旧住所東京都板橋区板橋４丁目60番６号　ベッセル板橋１Ｂ
債務者　八木　逸斗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　圭悟
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８２２号
川崎市多摩区中野島３丁目５番24―402号
債務者　星子　和孝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　源
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８８６号
千葉県流山市東初石４丁目238番地の10　シャトレー小倉204、前住所千葉県流山市美田69番地の488
債務者　荒井美知子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　祐佳
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７６７号
川崎市高津区上作延５丁目34番８－303号
フロール梶が谷
債務者　野村　賢司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山際　康太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７４５号
川崎市川崎区観音２丁目15番２号
債務者　入稲福　金
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　幸次郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月２日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７３５号
川崎市多摩区菅馬場１丁目29番７号　サニーコート　202
債務者　佐々木絢斗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　志帆
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後１時10分
6　免責意見申述期間　令和９年２月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２２０号
兵庫県伊丹市瑞ケ丘１丁目58番地４
債務者　神勇工業こと　辻田　吉宏
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第７０９号
北九州市八幡東区勝山１丁目25番５号
債務者　竹中　俊吾
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５０９号
北九州市八幡西区則松東２丁目６番１－301号
債務者　上田　知鷹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７７３号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川３丁目35番10号
債務者　小山　紗奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　英敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８２８号
北九州市門司区城山町５番22号
債務者　南　　清貴
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７２８号
北九州市門司区黒川西１丁目４番５－401号
債務者　後藤　勇人
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田川　　瞳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２９８号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄1116番地14コーポ安田東
債務者　平野　雅彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
沖縄県浦添市仲西３丁目３番10号
債務者　具志堅興洋
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　義孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８２号
群馬県館林市西美園町754番地の１
債務者　天下井幸彦
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　晃央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第４４２号
新潟市中央区浮洲町4757番地　中村アパート101号
債務者　今井　太一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘　　里香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８９号
新潟県新発田市豊町１丁目10番26号　リッチタウン１号館　102
債務者　倉島　　守
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第３９号
香川県三豊市山本町財田西813番地２パティシェール山本301号室
債務者　相良　智美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　俊徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第９９７号
仙台市青葉区国見６丁目75番５－205号
債務者　比嘉　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２１号
宮城県登米市米山町字桜岡今泉220番地
債務者　浅田　裕司
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第２９号
福島県南相馬市鹿島区小池字宮前37番地の３
債務者　吉川　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北目　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１２０号
福島県いわき市鹿島町久保字於振11番地の１
債務者　高橋三樹子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　学人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１２８号
福島県いわき市植田町根小屋306番地の１
メゾンドブライトンＢ101、従前の住所福島県いわき市田人町石住字神山13番地
債務者　西田　結花
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１２９号
福島県双葉郡浪江町大字権現堂字蛭子町41番地１　フタバユニオン浪江寮101号、従前の住所福島県南相馬市原町区北町264番地の１　クレストコート北町Ｆ202
債務者　大谷　卓也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２８７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条933番地３
債務者　古川　達也
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　圭祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６０号
滋賀県長浜市国友町607番地１
債務者　高橋　洸英
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小財　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第２３８８号
神奈川県大和市西鶴間３丁目９番29号　コーポヤタ102号
債務者　八切　　稔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米村　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０３号
山梨県中巨摩郡昭和町押越1032番地16、前住所山梨県南アルプス市鏡中條524番地
債務者　内藤　　涼
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３３号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原852番地24
債務者　須崎　知美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　林
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８９号
山形市八日町２丁目４番10号　つつじの里浄光苑
債務者　佐藤　利子
法定代理人成年後見人　粕谷　真生
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時５分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５９号
大阪府八尾市青山町５丁目８番26―105号
債務者　本居　優佳
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　凌慶
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６５号
大阪府東大阪市加納７丁目23番３―411号
債務者　ＹＡＭＡＧＯＹＡ　ＳＸＸＴこと　伊藤　絵莉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　次郎
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１４号
大阪府枚方市東香里１丁目21番20―204号
債務者　髙橋　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　壽　　和哉
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８０号
大阪府箕面市百楽荘１丁目８番18号（103号）　箕面フォレスト百楽荘
債務者　宝代地広樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　涼太
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２７０号
大阪市生野区巽南１丁目11番17号
債務者　山田　雅之
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　宏貴
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６４号
宮崎県延岡市塩浜町１丁目1588番地44
債務者　加口　博文
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　純一
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１１９９号
大阪市港区築港４丁目３番18―604号
債務者　藏元　圭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北浦　誠一
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５０４号
大阪市住之江区西加賀屋４丁目３番５―1106号
債務者　Ｌｅｏｎこと　田中　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　雅典
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３０号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目13番18号　ル・グラン　201号
債務者　原川　有咲
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　永子
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４３３号
大阪市住吉区南住吉１丁目22番19号　サンライズ住吉　702号
債務者　飯尾　心助
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　雄大
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第２０９２号
名古屋市熱田区二番２丁目20番２号　竹味マンション203号
債務者　黒岩　芳彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５６号
名古屋市千種区神田町33番５号　大西ビル302号
債務者　髙田　宣明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３７号
名古屋市中川区万場５丁目904番地　グレースフル１Ｂ
債務者　日比　健治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４６号
名古屋市昭和区向山町１丁目50番地の５　メゾン・ド・スィート105号
債務者　菅原　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３８４号
名古屋市西区大野木１丁目244番地の１　レオパレスミキ205号
債務者　平居　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５４２号
愛知県尾張旭市向町１丁目11番地25　Ｐｒｏｍｅｎａｄｅ・Ｋ201号
債務者　森　亜寿沙
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５６号
埼玉県久喜市青毛２丁目５番地18　ＯＧＥＷＥＳＴ　101
債務者　兵庫三智子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５６９号
埼玉県川口市南前川２丁目８番10―303号　プラザ川口
債務者　田渕　真衣（旧姓橋本）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８７号
埼玉県志木市上宗岡二丁目18番２―401号
債務者　小林　亜美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９６号
埼玉県加須市花崎２丁目19番地８　パークシティ城山Ｃ―105
債務者　久保田美奈子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５１５号
愛知県みよし市三好町中島91番地２　ベルコート201号
債務者　石橋　勇人
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
愛知県岡崎市大西町字棚田21番地32　フレグランスＴ＆Ｙ　101
債務者　吉田由加里
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５４１号
愛知県安城市大東町６番16号　市営住宅Ｄ―403
債務者　筒井　ロドリゴこと　ＴＵＴＵＩ　ＲＯＤＲＩＧＯ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
盛岡市上田三丁目３番26号　エヌハイム１―101号、前住所岩手県北上市九年橋三丁目18番45号　サンハイツ樫６号
債務者　臼澤　　学
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１５８３号
埼玉県川口市大字安行吉蔵371番地　ガーデンヒルズＮＡＫＡＹＡＭＡ壱番館203号、旧住所さいたま市西区大字高木287番地１　エム・エー・ケー指扇202
債務者　髙野　愛実（旧姓福島）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６０６号
埼玉県川口市安行出羽５丁目７番17号　グランメール103号
債務者　生出めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６５８号
埼玉県上尾市愛宕三丁目９番23号　ファミール愛宕Ⅱ―101
債務者　塩田　美果
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２３号
埼玉県戸田市笹目７丁目５番地の58
債務者　吉澤　知之
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７４７号
さいたま市南区大字大谷口1675番地12
債務者　本原　優子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６１号
埼玉県越谷市大字砂原1016番地１　松沢方
債務者　谷　河津子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６７５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2218番地
コーポふじみ野Ｄ―203
債務者　阿部　百代
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３６４号
埼玉県熊谷市中奈良1053番地１　栄明ビル203号
債務者　佐藤　友子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第７４８２号
東京都足立区谷中４丁目19―３―308
債務者　三浦　拓武
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１０号
東京都足立区六木３丁目25―６
債務者　永井　未咲（旧姓滝口）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１２号
東京都世田谷区船橋３丁目14―３―201
債務者　伊藤　公一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１３号
東京都板橋区徳丸３丁目７―５―105
債務者　熊倉　まき
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１６号
東京都大田区矢口２丁目21―16―413
債務者　岩渕　勝仁
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２０号
東京都江東区大島５丁目９―９―201
債務者　亀井　尚美
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６０号
東京都板橋区成増４丁目20―24―102
債務者　川崎　花子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４５９号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目２―５―206
債務者　藤本　夏海
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１１号
東京都江戸川区上一色２丁目13―11―202
債務者　渡邉　博子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９６号
大阪府東大阪市中野２丁目９―12―205、住民票上の住所大阪市鶴見区今津中４丁目２番19―302号
債務者　長谷　有優
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２５号
大阪市北区中津６－８－21－501、住民票上の住所大阪市住吉区苅田７丁目１番19号
債務者　桑山千菜都
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２００号
大阪市鶴見区安田１丁目４番31－305号、住民票上の住所奈良県橿原市出垣内町59番地の９
債務者　津田　優希
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８８号
大阪市淀川区塚本２丁目８番19号　ビューテラスつかもと　202号
債務者　太田　皓鷹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４９０号
大阪府枚方市楠葉中町３番５－103号
債務者　向新　湧翔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５３号
大阪府枚方市招提南町３丁目10番21号、前住所大阪府門真市大池町28番28－103号
債務者　那須　雪乃
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第５２号
三重県名張市松崎町1443番地
破産者　株式会社菊屋
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

令和６年（フ）第２３１７号
福岡市早良区小田部一丁目19番24号
破産者　有限会社山口建設
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７９３号
栃木県宇都宮市下河原１－３－33　ナイスアーバン下河原103、住民票上の住所栃木県宇都宮市城東１丁目10番24号　ナイスシティアリーナ城東401
破産者　亀和田　悠（旧姓和田）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２３１号
静岡市葵区城北２丁目14番28号
破産者　株式会社相羽建設
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和４年（フ）第６０３号
福岡県直方市大字下境字古田前3820番地
破産者　株式会社筑豊食品
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１５１号
大分市新栄町16－32－Ａ208、住民票上の住所大分県玖珠郡九重町大字湯坪1427番地の13
破産者　阿部　聡史
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２６５４号
横浜市港北区新吉田東６丁目61番10－102号、開始決定時の住所横浜市鶴見区下野谷町４丁目126番地
破産者　松川　　正
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２３号
横浜市港南区大久保１丁目18番１－103号
破産者　金永　淑子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３３６号
大阪府岸和田市別所町三丁目25番12号
破産者　株式会社佐藤商店
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後１時40分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０４号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目２番22号
破産者　荒駒　悠里
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和８年12月15日午後２時30分
令和８年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４９２号
福岡市博多区麦野５丁目16番14－303号　エクラタント博多南
破産者　野崎　青音
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月４日午後３時
令和８年10月13日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７５号
福岡市中央区大手門３丁目９番８－202号
ラポールコート大手門
破産者　立石　大介
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月15日午前11時30分
令和８年10月16日
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第６１５１号
大阪府東大阪市新庄東５番５号
破産者　有限会社エス・テー電気
1　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
2　一般調査期日　令和９年１月14日午後１時50分
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２４号
京都府城陽市久世里ノ西145番地24、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市平川大将軍21番地の13
破産者　村井　信介
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年１月27日午前10時45分
令和８年10月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第３８２１号
大阪市淀川区十三元今里１丁目２番14号　グランパシフィック十三元今里　603号
破産者　前野　武史
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期日　令和９年２月１日午後１時40分
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２７８４号
大分県由布市庄内町大龍2340、開始決定時大阪市福島区海老江４丁目６番14号
破産者　佐藤　茉央（旧姓園田）
異議申述期間　令和８年12月11日まで
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２０１５号
東京都文京区本郷４丁目３番４号
清算株式会社　ＩＭ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１００号
仙台市太白区中田町字二軒橋17番地の49
再生債務者　早坂麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６号
秋田県由利本荘市埋田字用堰南114番地１
再生債務者　工藤　慈長
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和８年（再イ）第９号
秋田県鹿角市八幡平字松館下モ平52番地１
再生債務者　早川有美子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（再イ）第３９６号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺３－19－501
再生債務者　石井　信子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４０２号
東京都世田谷区南烏山１－13－17－509
再生債務者　船田　一男
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４１９号
東京都江東区東陽３－21－４－601
再生債務者　甲斐　俊宏
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第６４号
横浜市旭区中尾１丁目２番22号　ベルメゾン二俣川102
再生債務者　石井　翔大
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１３４号
横浜市南区真金町２丁目21番地14　ＳＥＲＥＮＩＤＥＮＣＥ横浜大通り公園1003
再生債務者　真岡　　孝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１５４号
横浜市鶴見区朝日町１丁目35番地40
再生債務者　稲掛　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第２１号
神奈川県三浦郡葉山町一色720番地の35
再生債務者　石光映美子　（旧姓杉山）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（再イ）第２０号
長野市大字小鍋114番地14
再生債務者　谷　　政実
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
長野地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第９８号
京都市西京区大枝南福西町一丁目４番地110
再生債務者　髙橋　裕一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第３２４号
大阪市住吉区遠里小野１丁目９番22―216号
再生債務者　右遠　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４５２号
大阪府高槻市川添２丁目11番14号
再生債務者　太田　幹人
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１０２号
広島市西区南観音１丁目３番41―403号
再生債務者　芥川　康明
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第４号
広島県三原市貝野町１番４号
再生債務者　三原整体ちかみち　こと　杉野　良典
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（再イ）第５号
広島県三次市畠敷町1914番地４
再生債務者　石堂　淳治
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（再イ）第２１号
山口県宇部市大字西万倉2282番地７
再生債務者　竹田　　智
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第２２号
山口県宇部市大字西万倉2282番地７
再生債務者　竹田　和子
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第２４号
山口県宇部市大字東岐波1193番地11
再生債務者　安田　頼枝
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（再イ）第１１０号
北九州市八幡東区清田３丁目４番45号
再生債務者　白石　久登
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２６号
大分市旭町８番11号
再生債務者　松下　雅矢
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３０号
京都府向日市寺戸町大牧34―28、住民票上の住所長崎県諫早市高来町黒崎192番地７
再生債務者　松岡　和惠
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２８号
栃木県小山市宮本町３丁目12番13号　グランドハイツ宮本町205号
再生債務者　星野　勝哉
１　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（再イ）第４５号
横浜市旭区本宿町69番地１　リベレンス二俣川603号室
再生債務者　大久保佳奈
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１３２号
神奈川県茅ヶ崎市中島1379番地２－Ｅ－706号　ベルパーク湘南茅ヶ崎
再生債務者　小林香代子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１３８号
横浜市磯子区杉田８丁目44番12号
再生債務者　高木　幸助
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第４１号
石川県白山市湊町乙22番地12
再生債務者　雁田　早苗
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５４号
静岡県駿東郡清水町徳倉497番地の６
再生債務者　野崎　洋春
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第９７号
兵庫県赤穂市浜市980番地
再生債務者　春名　　研
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第８号
香川県三豊市高瀬町上高瀬1660番地１メゾンドソレイユＡ201
再生債務者　天野　勝太
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（再イ）第５号
高知県宿毛市野地498番地１
再生債務者　都築　公範
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（再イ）第８号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地680
再生債務者　金川　孝之
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（再イ）第４２号
福井市月見３丁目14番５号
再生債務者　千田　崇裕
１　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月７日まで
福井地方裁判所

令和８年（再イ）第５０号
岡山県倉敷市玉島乙島5542番地
再生債務者　岡崎　一仁
１　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第５０号
埼玉県吉川市栄町885番地１　グリーンパーク吉川504号
再生債務者　横川亜矢子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１８６号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21番11―206号（ラ・コール高津）
再生債務者　有坂　　直
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第７号
千葉県いすみ市大原台210番地11
再生債務者　深代　早苗
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和８年（再イ）第９４号
愛知県安城市桜井町桜西一丁目１番地12フォレスタ204
再生債務者　永田　一好
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月13日から令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第２２号
北海道苫小牧市拓勇東町６丁目４番37号　エクセルイン102
再生債務者　松倉　怜央
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月９日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（再イ）第２５４号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石170番地182
再生債務者　本多　順光
１　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月18日から令和８年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７５号
大阪府岸和田市岸野町16番３号
再生債務者　松下希望夏
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第２５８号
福岡市西区富士見１丁目８番７―201号　ベルデュールＴ．Ｍ　Ａ
再生債務者　下田　　仁
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７７号
栃木県宇都宮市城南３丁目６番４号　サンプレイス城南Ｅ201
再生債務者　久保　充央
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第５５号
川崎市麻生区下麻生３丁目27番３号
再生債務者　見田二三代
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第５６号
川崎市麻生区上麻生６丁目５番12―405号
再生債務者　則藤　勇二
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（再イ）第２４号
新潟県柏崎市大字茨目18番地16
再生債務者　酒井　祐貴
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月27日から令和８年12月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第１８号
静岡県御殿場市駒門567番地の49
再生債務者　勝又　幹太
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第３３８号
大阪府門真市上島町27番18号
再生債務者　福井　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１４号
兵庫県加西市北条町黒駒243番地の１
再生債務者　菅原　　純
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（再イ）第１４７号
福岡県宗像市日の里４丁目23番地15
再生債務者　野口　幸男
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１５９号
福岡市城南区友丘２丁目３番13―201号（住民票上の住所）福岡市中央区春吉２丁目16番15―311号　東峰マンション渡辺通り
再生債務者　増山　秀久
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月13日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第４６号
群馬県伊勢崎市境伊与久1670番地１　メゾンフルーレD101
再生債務者　山口　誉人
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第６０号
新潟市秋葉区北上１丁目15番36号５
再生債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５１号
静岡県袋井市梅山2387番地の８　ソレイユＢ202号室
再生債務者　大澤　佳澄
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和８年（再イ）第３７号
三重県津市久居東鷹跡町140番地７
再生債務者　渡辺　美恵
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第３９号
三重県津市久居北口町2709番地15　グレイスピア106号
再生債務者　岸上　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月24日から令和８年12月７日まで
津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第４２号
大分市坂ノ市南２丁目13番15号
再生債務者　前田　和希
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第１３２号
千葉市中央区長洲１丁目３番９―1203号
再生債務者　石川　公貴
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第４３号
栃木県宇都宮市駒生町1410番地135
再生債務者　吉江　英明
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第４４号
栃木県鹿沼市茂呂2527番地６　グレースメロウH201号室
再生債務者　倉澤　　雅
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第１５号
岩手県一関市山目字大槻13番地６
再生債務者　小野寺　理
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（再イ）第７３号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目16番４号
再生債務者　髙橋　祐人
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６５号
静岡県島田市野田1052番地の２
再生債務者　藤ケ谷拓郎
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第８１号
静岡市駿河区みずほ３丁目３番地の２
再生債務者　松尾　涼太
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第３３号
静岡県沼津市岡一色495番地の３
再生債務者　鎌田　優輝
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第３４号
静岡県沼津市岡一色495番地の３
再生債務者　鎌田　陽子
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（再イ）第７６号
大阪府阪南市和泉鳥取909番地の６
再生債務者　的場　佑介
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月11日まで
令和８年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第１７号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉834番地２
再生債務者　戸塚　栄里
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第１８号
群馬県高崎市中豊岡町500番地82
再生債務者　清水夕起子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第１４３号
大阪府守口市藤田町５丁目４番３号
再生債務者　ヘルシーＢＯＸ立石薬店こと　立石　順子
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２１４号
大阪市淀川区西三国２丁目19番24号
再生債務者　楠本　明生
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第６８号
堺市西区津久野町２丁１番22―102号
再生債務者　太田　実里
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第６９号
大阪府泉佐野市葵町１丁目７番10号
再生債務者　戸田　麻祐
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第７４号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘東２丁目９番７号
再生債務者　岡　　章太
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第６１号
札幌市中央区南12条西８丁目３番30―1002号
再生債務者　田岸　啓介
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第９１号
北海道北広島市大曲光４丁目10番地３
再生債務者　山崎　篤人
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１９号
三重県名張市赤目町相楽640番地
再生債務者　谷口　公信
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月14日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第１４号
福島県郡山市大槻町字仁池向15番地の３
再生債務者　本田　哲也
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月30日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月19日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第２１号
福島県郡山市大槻町字古屋敷50番地　ファブル206号
再生債務者　五十嵐史也
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月16日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月18日まで
令和８年10月19日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和８年（再イ）第８２号
京都市伏見区深草新門丈町189番地　第二コーポ山川101号室
再生債務者　山本　茂博
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月19日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第９４号
京都市山科区竹鼻西ノ口町52番地　パラッツォディプリマクラッセプラス２
再生債務者　和田　祐貴
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月19日まで
令和８年10月19日
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再イ）第１１６号
福岡市西区横浜３丁目32番１―105号　メゾン・レスポワール
再生債務者　辻　　宗志
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月13日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１４９号
福岡市東区名島３丁目37番27号
再生債務者　森田　慎一
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２１１号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目20番６号
再生債務者　川﨑　和彦
１　決議に付する再生計画案　令和８年９月29日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月４日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６１号
福岡市南区三宅３丁目30番３―506号　権藤ビル
再生債務者　白水　寛文
１　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６９号
福岡市西区野方６丁目29番39―202号　アルカンシェルⅡ
再生債務者　大庭　祥平
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月５日まで
令和８年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６号
兵庫県丹波篠山市藤岡奥245番地
再生債務者　藤井　尚樹
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日　神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第１９８号
福岡県糸島市波多江駅北二丁目14番20号202
再生債務者　山谷　　巧
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月６日まで
令和８年10月16日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２８号
新潟市北区朝日町１丁目２番７号
再生債務者　幸内　利成
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第３０号
新潟市江南区亀田向陽３丁目８番11号
再生債務者　加藤　　裕
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　　新潟地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第１２号
三重県四日市市広永町647番地47
再生債務者　坂井　厚司
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第１６号
兵庫県宝塚市高司１丁目12番６号　岸本荘１
再生債務者　中島　慎一
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月９日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第８号
鹿児島県出水郡長島町山門野4985番地
再生債務者　垂門　俊輔
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
香川県高松市花園町２丁目４―29（住民票上の住所）香川県高松市香川町浅野17番地２
再生債務者　佐藤　有矢
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第６７号
広島県東広島市西条町助実878番地２
再生債務者　藤岡　義久
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１号
山口市緑ヶ丘７番５号
再生債務者　山根二美代
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日
山口地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
愛媛県松山市鹿峰167番地７
再生債務者　阿部　利彰
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日　　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２６号
愛媛県松山市南高井町711番地
再生債務者　加藤　　宏
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月16日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画不認可

令和８年（再イ）第４６号
大阪府阪南市光陽台４丁目25番25号
再生債務者　森田　　一
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。
令和８年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第３４号
川崎市中原区上平間612番地２　サンライズ上平間503
再生債務者　三島　隼人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月16日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再口）第３号
兵庫県明石市藤江1037番地の１　アルファステイツ西明石Ⅲ―1203号
再生債務者　堺谷　義英
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月６日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月20日から令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再ロ）第４号

兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目26番地８
再生債務者　小椋　麻央
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月21日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再ロ）第１号

長崎県雲仙市瑞穂町西郷甲802番地１
再生債務者　上田　　篤
１　決定年月日時　令和８年10月19日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月30日から令和８年12月14日まで

長崎地方裁判所島原支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第５号

千葉県習志野市本大久保１丁目４番９号
再生債務者　小田　美和
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月２日まで
令和８年10月16日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再ロ）第１１号

福岡市博多区美野島二丁目９番14―103号
Ｇｒａｎｄｅ美野島
再生債務者　西川　太輝
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月14日

福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再ロ）第１号

山形県東村山郡中山町大字長崎2996番地12
再生債務者　近野　大介
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月９日まで
令和８年10月19日　　山形地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第５号

札幌市東区北21条東２丁目１番11―501号
再生債務者　佐久間達也
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月８日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年11月16日まで
令和８年10月19日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号

埼玉県東松山市大字東平1894番地179
再生債務者　関根　　済
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再ロ）第１号

北海道旭川市春光台１条５丁目１番13号
再生債務者　吉澤　京子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日　　旭川地方裁判所民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第１６号

広島市西区南観音７丁目14番20号
申立人　株式会社クリショー
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）山口県岩国市下691番地
所在等不明共有者　亡村岡マツコ相続財産
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）山口県岩国市下691番地
所在等不明共有者　亡村岡絹江相続財産
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）山口県岩国市下691番地
所在等不明共有者　亡村岡安雄相続財産
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）山口県岩国市下691番地
所在等不明共有者　亡村岡伊助相続財産
届出期間満了日　令和９年２月15日
令和８年10月13日

広島地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録
所在　広島市安佐北区白木町大字志路字猪籔山
地番　6493番35
地目　山林
地積　4813平方メートル
所在等不明共有者亡村岡マツコ相続財産の持分5分の1
所在等不明共有者亡村岡絹江相続財産の持分5分の1
所在等不明共有者亡村岡安雄相続財産の持分5分の1
所在等不明共有者亡村岡伊助相続財産の持分5分の1

令和８年（チ）第１０号

大分県津久見市合ノ元町5番18号
申立人　株式会社戸高鉱業社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）大分県臼杵市大字東神野422番地
所在等不明共有者　新名　新
届出期間満了日　令和９年２月19日
令和８年10月13日

大分地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録
１　所在　臼杵市大字東神野字ヨコイシ
地番　２ノ686番
地目　原野
地積　198平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
２　所在　臼杵市大字東神野字老ケ津留
地番　2068番
地目　原野
地積　165平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
３　所在　臼杵市大字東神野字若山口
地番　2101番1
地目　原野
地積　11900平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
４　所在　臼杵市大字東神野字山ノ神
地番　2145番
地目　山林
地積　109平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
５　所在　臼杵市大字東神野字苦木平
地番　2160番
地目　原野
地積　99平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
６　所在　臼杵市大字東神野字栗磨石
地番　2181番1
地目　原野
地積　7867平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
７　所在　臼杵市大字東神野字栗磨石
地番　2188番
地目　原野
地積　396平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
８　所在　臼杵市大字東神野字樫ケ淵
地番　２ノ2283番
地目　山林
地積　297平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1

9　所在　臼杵市大字東神野字小嶽平
地番　2ノ2288番
地目　原野
地積　396平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
10　所在　臼杵市大字東神野字小嶽平
地番　2314番
地目　原野
地積　3966平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
11　所在　臼杵市大字東神野字目細
地番　2329番
地目　原野
地積　66平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
12　所在　臼杵市大字東神野字田尾越
地番　2330番
地目　原野
地積　99平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
13　所在　臼杵市大字東神野字田尾越
地番　2331番1
地目　原野
地積　66平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
14　所在　臼杵市大字東神野字立小路
地番　2464番
地目　原野
地積　297平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
15　所在　臼杵市大字東神野字立小路
地番　2ノ2464番
地目　原野
地積　13平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
16　所在　臼杵市大字東神野字西平
地番　2497番
地目　原野
地積　198平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
17　所在　臼杵市大字東神野字西平
地番　2503番
地目　原野
地積　892平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
18　所在　臼杵市大字東神野字西平
地番　2506番
地目　原野
地積　99平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
19　所在　臼杵市大字東神野字地蔵ノ尾
地番　2589番
地目　原野
地積　16平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
20　所在　臼杵市大字東神野字隣平
地番　2893番
地目　山林
地積　109平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
21　所在　臼杵市大字東神野字火トモシ
地番　2990番
地目　山林
地積　109平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
22　所在　臼杵市大字東神野字新之丞藪
地番　2311番1
地目　原野
地積　21325平方メートル
所在等不明共有者の持分　48分の1
23　所在　臼杵市大字東神野字目細
地番　2346番
地目　原野
地積　33平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1
24　所在　臼杵市大字東神野字屋敷ノ鼻
地番　2971番
地目　原野
地積　5950平方メートル
所在等不明共有者の持分　49分の1

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。

令和８年（チ）第７号

広島県福山市新市町大字常１０４６番地８
申立人　亡高橋稔相続財産
同代表者相続財産清算人　松葉裕希子
住所・居所　不明
（最後の住所）広島県福山市新市町大字常１０９２番地２
所在等不明共有者　亡高橋大二相続財産
届出期間満了日　令和８年２月12日
令和８年10月13日
広島地方裁判所福山支部
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　福山市新市町大字常
地番　１０４６番９
地目　宅地
地積　５３．７０平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１
2　所在　福山市新市町大字常
地番　１０４６番１１
地目　畑
地積　８．１６平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１
3　所在　福山市新市町大字常
地番　１０４６番１６
地目　宅地
地積　２３．１０平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１
4　所在　福山市新市町大字常
地番　１０４６番１７
地目　宅地
地積　０．９０平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１
5　所在　福山市新市町大字常
地番　１０４８番２
地目　山林
地積　６２平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１
6　所在　福山市新市町大字常
地番　３４３３番３
地目　山林
地積　３．４４平方メートル
所在等不明共有者の持分　３分の１

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第１６号

高知市丸ノ内１丁目２番20号
申立人　高知県
住所・居所　不明
（亡宮田晴喜の最後の住所）東京都新宿区新宿５丁目５番６号万寿ビラージ105
共有者　亡宮田晴喜相続財産
届出期間満了日　令和８年12月14日
令和８年10月13日
高知地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　香美市土佐山田町神母ノ木字鹿落
地番　154番４
地目　宅地
地積　244．00平方メートル
共有持分２分の１
2　所在　香美市土佐山田町神母ノ木字鹿落
地番　157番４
地目　宅地
地積　148．00平方メートル
共有持分２分の１
3　所在　香美市土佐山田町神母ノ木字鹿落154番地４、157番地４
家屋番号　154番４
種類　倉庫
構造　木造瓦葺平家建
床面積　42．52平方メートル
（附属建物の表示）
符号　1
種類　倉庫
構造　木造瓦葺平家建
床面積　24．56平方メートル
符号　2
種類　倉庫
構造　木造スレート葺平家建
床面積　26.49平方メートル
共有持分２分の１

令和８年（チ）第４号
青森県弘前市大字上白銀町１番地１
申立人　弘前市長　谷川　政人
住所・居所　不明
（亡河津テルの最後の住所）青森県南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口１５８番地　グループホーム岩木望
（亡河津テルの不動産登記記録上の住所）青森県弘前市大字桔梗野三丁目１０番地１
共有者　亡河津テル相続財産
住所・居所　不明
（亡竹内静子の最後の住所）青森県弘前市大字桜林町３番地１　グループホームさくらばやし
（亡竹内静子の不動産登記記録上の住所）青森県弘前市大字大富町２番地１０
共有者　亡竹内静子相続財産
（亡竹内静子の不動産登記記録上の氏名）竹内静子
住所・居所　不明
（亡高橋富美子の最後の住所）青森県弘前市大字大富町２番地１０
（亡高橋富美子の不動産登記記録上の住所）青森県三沢市桜町一丁目４番２０号
共有者　亡高橋富美子相続財産
届出期間満了日　令和８年１２月１４日
令和８年１０月１３日
青森地方裁判所弘前支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　弘前市大字大富町
地番　２番８
地目　宅地
地積　４３．９７平方メートル
２　所在　弘前市大字大富町
地番　２番９
地目　宅地
地積　４０．３１平方メートル
３　所在　弘前市大字大富町
地番　２番１０
地目　宅地
地積　１６５．３０平方メートル
４　所在　弘前市大字大富町
地番　２番１１
地目　宅地
地積　４５．８２平方メートル
５　所在　弘前市大字大富町２番地１０
家屋番号　２番１０
種類　居宅
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　１０３．３０平方メートル
２階　２９．７５平方メートル
附属建物の表示
符号　１
種類　便所
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　３．３０平方メートル
（現況）滅失
符号　２
種類　倉庫
構造　コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　１０．３４平方メートル
物件１ないし５について、持分は以下のとおり
亡河津テルの持分　３分の１
亡竹内静子の持分　３分の１
亡高橋富美子の持分　３分の１

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和７年（チ）第１３号
東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
（亡皆藤豊太郎の最後の住所）不明
（亡皆藤豊太郎の不動産登記記録上の住所）鹿島郡旭村大字子生１２番地
所有者　亡皆藤豊太郎相続財産
届出期間満了日　令和８年12月９日
令和８年10月９日
水戸地方裁判所民事部
（別紙）　物　件　目　録
所在　鉾田市子生字宮脇
地番　346番
地目　畑
地積　1231平方メートル
令和８年（チ）第１８号
高知市介良125番地
申立人　今村　義男
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）高知県香美郡在所村大束１番屋敷
所有者　小笠原　民
届出期間満了日　令和８年12月14日
令和８年10月13日
高知地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　香美市香北町大束字宮ノ谷
地番　540番
地目　畑
地積　267平方メートル
令和８年（チ）第29号
東京都港区高輪四丁目８番29－302号
申立人　ピークバリュー株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第十九地割72番地
所有者　松浦宇吉
届出期間満了日　令和８年12月14日
令和８年10月13日
札幌地方裁判所岩内支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　虻田郡倶知安町字山田
地番　38番116
地目　山林
地積　188平方メートル
２　所在　虻田郡倶知安町字山田
地番　38番129
地目　山林
地積　117平方メートル
令和８年（チ）第１７号
高知市介良125番地
申立人　今村　義男
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）高知県香美郡在所村大束17番屋敷
所有者　小原　覺馬
届出期間満了日　令和８年12月14日
令和８年10月13日
高知地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　香美市香北町大束字宮ノ谷
地番　538番
地目　宅地
地積　52．89平方メートル
令和８年（チ）第２０２８号
大阪市東住吉区住道矢田一丁目26番3号
申立人　株式会社ユウキ
住所・居所　不明
（最後の住所）大阪市東成区大今里西三丁目2番39号
（登記記録事項全部証明書上の住所）大阪市東成区大今里南之町一丁目15番地
共有者　山口　清作
届出期間満了日　令和8年12月15日
令和8年10月13日
大阪地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
所在　東大阪市若江東町一丁目
地番　634番1
地目　宅地
地積　158．57平方メートル
共有者　山口　清作　持分2分の1
令和７年（チ）第２号
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
申立人　福岡県
代表者　福岡県知事　服部　誠太郎
住所・居所　不明
（最後の住所）福岡県福岡市博多区美野島２丁目17番18号
共有者　前川　玄太郎
届出期間満了日　令和8年11月30日
令和8年10月13日
福岡地方裁判所飯塚支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　飯塚市大分字長楽寺
地番　1379番
地目　畑
地積　953.00平方メートル
共有者　前川　玄太郎持分5184分の336
令和８年（チ）第５号
熊本県熊本市中央区水前寺６丁目18番１号
申立人　熊本県
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）球磨郡五木村乙377番地１
所有者　小早川康信
届出期間満了日　令和８年12月４日
令和８年10月13日
熊本地方裁判所人吉支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　球磨郡山江村大字山田乙字北蓑原
地番　1206番１
地目　原野
地積　599平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号

島根県邑智郡川本町大字川本265-3
申立人　島根県県央県土整備事務所長
土屋　伸生
住所・居所　不明
所有者　不詳
届出期間満了日　令和８年12月９日
令和８年10月９日
松江地方裁判所出雲支部
（別紙）物　件　目　録
所在　大田市大田町大田イ2742番11及び同イ2742番1（位置は、別紙図面に表示するところによる。）
家屋番号　（未登記）
種類　専用住宅（公課証明書記載の種類）
構造　木造亜鉛鉄板地上１（公課証明書記載の構造）
床面積　33.69平方メートル（公課証明書記載の床面積）
（別紙図面省略）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　福島民友新聞会津版
掲載の日付　令和八年十月二十七日
掲載頁　九頁
（乙）掲載紙　北海道新聞旭川北見版
掲載の日付　令和八年十月二十七日
掲載頁　二十五頁
（丙）掲載紙　福島民友新聞会津版
掲載の日付　令和八年十月二十七日
掲載頁　九頁
令和八年十月二十七日
福島県耶麻郡磐梯町大字更科字清水平六八三八番地の六八
（甲）磐梯リゾート開発株式会社
代表取締役　星野　佳路
北海道勇払郡占冠村字中トマム
（乙）株式会社磐梯リゾートホールディングス　代表取締役　的場　健生
東京都中央区銀座一丁目一一番一号
（丙）株式会社猫魔リゾート
代表取締役　的場　健生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月三日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月三日
掲載頁　四頁
令和八年十月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　（甲）株式会社ＢＣＪ－６１
代表取締役　梶原　亮洋
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　（乙）株式会社ＢＣＪ－６２
代表取締役　梶原　亮洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.asa-epn.jp/ir/00001386/fu84/
令和八年十月二十七日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号　（甲）株式会社たにがわ地所
代表取締役　出澤　貴人
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇－二〇一号　（乙）合同会社ＧＫ０５３
代表社員　株式会社たにがわ地所
職務執行者　粟国　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済。
（乙）https://www.precimarke.jp/company/profile.html
令和八年十月二十七日
東京都港区赤坂九丁目七番二号ミッドタウン・イースト
（甲）株式会社ブラップジャパン
代表取締役　鈴木　勇夫
東京都新宿区西新宿六丁目二四番一号
（乙）株式会社プレジションマーケティング　代表取締役　髙﨑　青史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十八日
掲載頁　一三五頁（号外第九十九号）
令和八年十月二十七日
東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
（甲）株式会社レックスアドバイザーズ
代表取締役　岡村　康男
東京都千代田区平河町二丁目一六番一号
（乙）合同会社ユメカタリスト
代表社員
株式会社レックスアドバイザーズ
職務執行者　石坂　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年十月十九日
掲載頁　五十四頁（号外第二二九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年十月十九日
掲載頁　五十四頁（号外第二二九号）
令和八年十月二十七日
長野県佐久市野沢一番地
（甲）相馬商事株式会社
代表取締役　相馬　美穂
長野県佐久市野沢一番地
（乙）株式会社アグリ長野
代表取締役　渡辺　圭介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年十月二十七日
京都市下京区樋之下町四〇番地
（甲）Ｕｒｓａ４株式会社
代表取締役　橋本健太郎
京都市下京区因幡堂町六五五番地
（乙）株式会社ジェイ・エス・ビー
代表取締役　森　高広

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のリゾナーレ小浜島及び西表島ホテルの運営事業に関して有する権利義務を、丙のリゾナーレ八ヶ岳、リゾナーレ熱海、リゾナーレ那須及びリゾナーレ下関の運営事業（但し、リゾナーレ八ヶ岳のＢＯＯＫ＆ＣＡＦＥ、ＹＡＴＳＵＧＡＴＡＫＥ　Ｗｉｎｅｈｏｕｓｅ及びホテルショップにおける酒類その他の物品の販売事業を除く。）に関して有する権利義務を、それぞれ承継し、乙及び丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　福島民友新聞会津版
掲載の日付　令和八年十月二十七日
掲載頁　九頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十六日
掲載頁　十一頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十七日
掲載頁　二頁

令和八年十月二十七日

福島県耶麻郡磐梯町大字更科字清水平六八三八番地の六八

（甲）磐梯リゾート開発株式会社
代表取締役　星野　佳路

沖縄県八重山郡竹富町字竹富一九五五番地

（乙）株式会社星野リゾート・マネジメント
代表取締役　的場　健生

富山市大手町二番三号

（丙）株式会社ホライズン・ホテルズ
代表取締役　十川　隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十日
掲載頁　八十四頁（号外第二三〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月二十日
掲載頁　八十四頁（号外第二三〇号）

令和八年十月二十七日

埼玉県川口市芝新町五番地の一

（甲）株式会社須賀建設
代表取締役　小早川　孝

埼玉県川口市芝新町五番一号

（乙）株式会社須賀建設不動産部
代表取締役　須賀　淳一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割をし、乙は甲の有価証券投資事業の一部に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年十月十四日
掲載頁　六十八頁（号外第二二五号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十七日

愛知県蒲郡市大塚町丸山一二七―二

（甲）株式会社ミスコンシャスホールディングス
代表取締役　小山　絵実

愛知県蒲郡市竹島町二〇番一九号

（乙）ビヨンドミス株式会社
代表取締役　小山　絵実

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のシャワーヘッド製品の製造及び販売に係る事業及び付帯する一切の業務に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年十月一日
掲載頁　一五八頁（号外第二一七号）

令和八年十月二十七日

大阪府箕面市船場東一丁目一二番五号

（甲）アラミックＳＨ株式会社
代表取締役　佐藤　宏彦

大阪府箕面市船場東一丁目一二番五号

（乙）株式会社アラミック
代表取締役　佐藤　宏彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十七日
掲載頁　四頁

令和八年十月二十七日

大阪市中央区安土町二丁目四番一一―四六〇三号

（甲）ボヌール株式会社
代表取締役　横山　治孝

大阪市北区本庄西二丁目二番一二号

（乙）日本チエイン株式会社
代表取締役　横山　治孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和八年十月二十六日
掲載頁　十三頁

（乙）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和八年十月二十六日
掲載頁　十三頁

令和八年十月二十七日

兵庫県西宮市甲子園五番町一五番六号

（甲）日本ディストリビューションサービス株式会社
代表取締役　勝岡　慶一

兵庫県西宮市甲子園五番町一五番六号

（乙）株式会社魚組
代表取締役　勝岡　慶一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の九州エリアの商用車並びに商用車の補修部品及び用品の売買、商用車の整備及び修理その他のサービス提供に係る事業（但し、上尾本社に所属する機能及び管理部門が営む事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月十九日
掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一七五頁（号外第一五五号）

令和八年十月二十七日

福岡市東区東浜一丁目一〇番八五号

（甲）いすゞ自動車九州株式会社
代表取締役　若村　泰弘

埼玉県上尾市大字壱丁目一番地

（乙）ＵＤトラックス株式会社
代表取締役　伊藤　公一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アルディア（住所仙台市青葉区一番町二丁目八番一五号）に対して、当社の営む不動産事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報
掲載の日付　令和八年十月二十一日
掲載頁　十七頁

令和八年十月二十七日

仙台市青葉区一番町二丁目八番一五号

株式会社アルディア
代表取締役　堀内　邦光

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＨＤＫ（住所千葉市花見川区幕張本郷五丁目二七番三号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年十月二十六日
掲載頁　二頁

令和八年十月二十七日

千葉市花見川区幕張本郷七丁目二二番二三号

株式会社橋爪電気工事
代表取締役　橋爪　要

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

茨城県古河市北町四番二七号ルネ古河若葉八〇五

合同会社ルミエール

代表社員　深谷　瞳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

茨城県つくば市谷田部一〇七七番地五八

Ｖｉｓｉｏｎ　ＡＩ合同会社

代表社員　カリキリ・ウマ・マヘシュワル・レディ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

東京都中野区丸山一丁目九番一三号Ｃ棟

合同会社伊八

代表社員　小野　由貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ　合同会社ＳｔｅｒｒｉａＲ

代表社員　伊藤　彰汰

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅱ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅲ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅳ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅴ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅵ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅶ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅷ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

大阪府大阪市平野区背戸口二―一六―三

合同会社スポットライト

代表社員　山下　悦令

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は井関株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

兵庫県尼崎市梶ケ島一七番二号

井関合名会社

代表社員　井関　一生

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年十月二十七日

兵庫県養父市大屋町中間一九二番地

中間生産森林組合

代表理事　井原　耕一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十七日

東京都文京区本郷七丁目三番一号産学連携プラザ

株式会社東京大学産学協創推進機構

代表取締役　野澤　泰志

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　五十九頁（号外第一〇七号）

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

東京都千代田区有楽町二丁目二番一号

Ｂｌａｃｋ　Ｃａｒｄ　Ⅰ株式会社

代表取締役　スコット・ブラム

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円減少し、そのうち五千三百七十五万五千七百三十一円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://linkage-inc.co.jp

令和八年十月二十七日

東京都中央区銀座一丁目一九番一四号ＧＩＮＺＡＯＮＥＢＵＩＬＤＩＮＧ七階

株式会社リンケージ

代表取締役　生駒　恭明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万五千五百円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/57965/announces

令和八年十月二十七日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社Ｐｉｃｔｏｒｉａ

代表取締役　明渡　隼人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は令和八年八月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月十九日

掲載頁　八頁

令和八年十月二十七日

東京都千代田区神田小川町一丁目四番地

株式会社Ｔｈｉｒｄ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ

代表取締役　石橋　準也

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年十一月一日から令和九年六月三十日までの間において、各月の末日において、資本金の額を一億円減少することといたしました。

また、令和八年十一月から令和九年六月までの間に、当社の新株発行により増加する資本金の額、及び当社が発行する新株予約権の行使により増加する資本金の額の合計額が一億円を超える場合には、その超過額を加算した額を当該月の末日に減少する資本金の額とし、一億円を下回る場合は、その不足分を控除した額を当該月の末日に減少する資本金の額とすることにより、各月末日における最終的な資本金の額を三千万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月一日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十七日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号大手町ビル

株式会社Ｐｒｅｆｅｒｒｅｄ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ

代表取締役　岡野原大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少して一億円とし、減少した資本金の額の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月七日

掲載頁　五頁

令和八年十月二十七日

東京都中央区日本橋兜町九―一ＦｉｎＧＡＴＥＢＬＯＯＭ　五Ｆ

Ｎｓｔｏｃｋ株式会社

代表取締役　宮田　昇始

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百五十五万四千三百六十八円減少して一億円とし、減少した資本金の額の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十月二十七日

掲載頁　四頁

令和八年十月二十七日

東京都港区北青山二丁目一四番四号

ｔｈｅ　ＡＲＧＹＬＥ　ａｏｙａｍａ

株式会社Ｂｅｓｐｏ

代表取締役　高岳　史典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月二十一日

掲載頁　八十七頁（号外第二三一号）

令和八年十月二十七日

富山市新桜町六番二二号

株式会社富山育英センター

代表取締役　片山　浄見

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千円減少し一億円とし、減少する全額を資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年十一月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月七日

掲載頁　二頁

令和八年十月二十七日

福岡市中央区大名二丁目九番二三号

総合メディカルグループ株式会社

代表取締役　多田荘一郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億八千五百三十五万六千四百七十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十七日

北海道石狩郡当別町字金沢一六六番地八

ファームエイジホールディングス株式会社

代表取締役　小谷　栄二

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を二億三千二百四十一万四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十七日

京都市左京区下鴨高木町三八番地の二

株式会社下鴨Ａｉｒ

代表取締役　西川　大祐

準備金の額の減少公告

当社は、美和生コンクリート株式会社を完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したため、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月二十七日

大阪府堺市美原区平尾二三七五番地一

美和ホールディングス株式会社

代表取締役　稲垣　潤

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円、資本準備金の額を五十九万五千百九円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年十月八日

掲載頁　八十八頁（号外第二二二号）

令和八年十月二十七日

東京都千代田区五番町三番地一

瀬味証券印刷株式会社

代表取締役　元吉　一明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://openrec.co.jp/

令和八年十月二十七日

東京都渋谷区代々木一丁目二四―一〇TS

ビル三階　株式会社OPENREC

代表取締役　兵頭　陽

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億六百十四万千四百九十九円、資本準備金の額を十一億六百十四万千四百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年八月十九日

掲載頁　七頁

令和八年十月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一号

ヴェンキ・ジャパン株式会社

代表取締役　ジェダ・フレデリック・ジャン・イーヴ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十一月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株につき百株の割合をもって株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年十月二十七日

千葉県松戸市高塚新田六三七番地八七

ティーエスイー株式会社

代表取締役　勝俣　俊一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

東京都文京区春日二丁目一番六号春日ビューハイツ一F

三沢フォトライブラリー株式会社

代表取締役　岩波智代子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区西新宿六丁目二番三号

株式会社ａｍｉｃａ

代表取締役　フー・ジア・チー・ビリー

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

東京都大田区久が原三丁目三八番五号

株式会社大國

代表取締役　中嶋統一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

川崎市川崎区塩浜三丁目二四番六四号

極東運輸株式会社

代表取締役　小谷　哲雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

岐阜県瑞浪市土岐町三二八七番地の一

株式会社アイシー化工

代表取締役　馬渕　一人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

名古屋市天白区中坪町一一〇番地THES QUARE一階　株式会社ショーエイ

代表取締役　松本　秀子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十七日

広島市中区東平塚町八番二一号

中島電業株式会社

代表取締役　中島　武志

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社エスピージーを完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十二月四日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月二十七日

北海道旭川市一条通十三丁目右六号

岸井管財株式会社

代表取締役　岸井　康祐

株式売渡請求につき通知公告

当社は、令和八年十月二十六日開催の取締役会において、当社の特別支配株主である株式会社京浜恒清不動産からなされた会社法第百七十九条第一項に基づく株式売渡請求を承認いたしました。

株式会社京浜恒清不動産は、令和八年十一月十八日を取得日として、同社以外の株主が保有する当社普通株式の全部を、一株につき二七六円で取得いたしますので、会社法第百七十九条の四第一項及び第二項の規定に基づき、左記のとおり公告いたします。

記

一、特別支配株主の氏名又は名称及び住所　株式会社京浜恒清不動産（住所、東京都千代田区神田多町二丁目九番地）

一、株式売渡請求の対象となる株式　株式会社京浜恒清不動産以外の株主が保有する日本味噌株式会社の普通株式の全部

なお、株式売渡請求の対象から除外する特別支配株主完全子法人はありません。

一、株式売渡対価　普通株式一株につき二百七十六円　各株主に対する株式売渡代金は、その所有する当社普通株式数に、一株当たり二百七十六円を乗じて算定します。

一、株式売渡代金の割当方法　株式売渡代金は、各株主が保有する売渡株式の数に応じて割り当てます。

一、売渡株式の取得日　令和八年十一月十八日

同日をもって、株式売渡請求の対象となる当社普通株式の全部を、法令の定めにより株式会社京浜恒清不動産が取得します。

一、その他の取引条件　会社法施行規則第三十三条の五第一項第二号に定めるその他の取引条件はありません。

一、株式売渡対価について　一株当たり二百七十六円の株式売渡対価は、当社及び株式会社京浜恒清不動産から独立した税理士法人による株式評価に基づいて算定された価格です。

また、この価格は、本株式売渡請求に先立って実施した任意買取における買取価格と同額です。

当社取締役会は、当該株式評価の内容、当社の財産状況その他の事情を総合的に検討し、一株当たり二百七十六円を相当な価格であると判断しました。

令和八年十月二十七日

神奈川県横浜市神奈川区三枚町三六四番地

日本味噌株式会社

代表取締役　田中　清孝

限定承認公告

本籍茨城県龍ケ崎市川原代町四〇三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齋藤　朋夫

右被相続人は令和八年七月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月七日水戸家庭裁判所龍ケ崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

茨城県龍ケ崎市川原代町四〇三七番地

相続財産清算人　齋藤菜奈子

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市灘区薬師通三丁目一番、最後の住所兵庫県神戸市中央区港島中町三丁目二番地の六エバーグリーンポートアイランド五号棟八〇七号　被相続人　亡　稲山　隆司

右被相続人は令和八年六月十六日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都新宿区西新宿五丁目二四番二号

相続財産清算人　稲山　淳

限定承認公告

本籍愛知県あま市坂牧北浦九五番地二、最後の住所愛知県あま市木田東新赤坪一五番地二

被相続人　亡　川部　進

右被相続人は令和八年一月四日死亡し、その相続人は令和八年十月十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

静岡県静岡市駿河区谷田三三番一号

相続財産清算人　相良　洋乃

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市南区豊田一丁目一四一五番地、最後の住所名古屋市熱田区六番三丁目一五番二二号　そんぽの家Ｓ白鳥南

被相続人　亡　大河内秀子

右被相続人は令和七年十月十七日死亡し、その相続人は令和八年十月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

愛知県一宮市木曽川町外割田字南青木一五番地

限定承認者　川合美智代

限定承認公告

本籍大阪府大阪市平野区平野西五丁目九番地、最後の住所大阪府大阪市平野区平野東二丁目二番二八―七〇六号

被相続人　亡　仲辻　芳則

右被相続人は令和八年八月十一日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

大阪府枚方市山之上四丁目六番六号

相続財産清算人　尾下　咲子

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市大庄西町一丁目二六一番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園九番町一〇番二―一一八号　被相続人　亡　西川　好子

右被相続人は令和八年七月六日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十七日

兵庫県尼崎市大庄西町一丁目二二番一六号

相続財産清算人　西川　文子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千三百万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十一月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ａ特定目的会社

取締役　本吉　進

任意清算公告

当社は、令和八年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

北九州市八幡東区中央二丁目一五番二一号

合資会社占部商店

清算人　占部　正弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を七億円減少して十八億五千百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年十月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

宮崎グリーンスフィア特定目的会社

取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14395/14395.html

令和八年十月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・スリー

特定目的会社　取締役　福永　隆明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年五月十二日付官報の号外第一〇五号一〇七頁に掲載されているとおりです。

令和八年十月二十七日

東京都港区赤坂二丁目一二番八号

ＹＦ　ＪＲＥ　Ａ特定目的会社

取締役　本吉　進

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十七日

東京都大田区大森北四―一一―一一

株式会社ニシヤマ確定給付企業年金

清算人　阿部　徹

訂正公告

令和八年九月十八日（号外第二一〇号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、株式会社ココカラ・トラストの第十期決算公告中、流動資産「586,765,573」とあるは「648,183,877」、固定資産「2,825,360,696」とあるは「2,791,359,646」、流動負債「348,450,281」とあるは「449,339,662」、株主資本「1,280,397,619」とあるは「1,206,925,492」、利益剰余金「1,180,197,619」とあるは「1,106,725,492」、その他利益剰余金「1,180,197,619」とあるは「1,106,725,492」、資産の部並びに負債及び純資産の部合計「3,412,126,269」とあるは「3,439,543,523」の誤りにつきそれぞれ訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十月二十七日

東京都中央区京橋二丁目八番一号八重洲中央ビル七階

（甲）株式会社ココカラ・トラスト

代表取締役　村尾　龍英

東京都中央区京橋二丁目八番一号八重洲中央ビル七階

（乙）株式会社イン・ザ・ゾーン

代表取締役　伊藤　隆太

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二三	第三十条表中改正後欄	九～一〇	建築物の部分（消火上支障がない場合においては、この限りでない。）	建築物の部分
	第三十条表中改正前欄	二	建築物の部分	建築物の部分（消火上支障がない場合においては、この限りでない。）

〃